

平成 30 年度山形県商工会等職員採用 上級（経営指導員等）試験要綱

山形県商工会人事管理委員会

〒 990-8580

山形市城南町一丁目 1 番 1 号 霞城セントラル 14 階

山形県商工会連合会内 TEL 050-3540-7211

平成30年度山形県商工会等職員採用上級（経営指導員等）試験要綱

1 この試験の制度

- この職員採用試験は、「経営指導員」「経営指導員研修生」として県商工会連合会又は県内24商工会に勤務するための資格認定を得る試験です。
※経営指導員研修生として採用となった場合は、原則として2年間の研修期間を経過した後、経営指導員として任用されます。
- この試験の第2次合格者は、経営指導員等採用候補者名簿(以下、「名簿」という。)に登載されます。
- 名簿に登載された中から、経営指導員等として商工会等に配置されます。
- 採用年月日は平成31年4月1日になります。
- 「名簿」の有効期限は、通知の日から平成32年3月31日までとします。
- 欠員数等の関係で名簿に登載されても必ずしも採用されるとは限りません。

2 試験区分・職務内容

試験区分	職種	職務内容
上級	①経営指導員	・ 市町村の商工会における地区内事業所の経営指導業務 ・ 市町村の商工会における地域振興指導業務 ・ 県商工会連合会における指導業務
	②経営指導員研修生	・ 市町村の商工会における地区内事業所の経営支援業務 ・ 市町村の商工会における地区内事業所の記帳指導事務 ・ 県商工会連合会又は市町村の商工会の一般事務

3 応募資格

【① 経営指導員】

- 次の(1)～(3)に該当する者

(1) 年齢

昭和36年4月2日以降に生まれた者

(2) 経歴等

次の(ア)から(カ)のいずれかに該当する者

(ア) 学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業したものであって、商工鉦業の指導又は経営実務に最近5年のうち2年以上従事した経験を有する者

(イ) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業したものであって、商工鉦業の指導又は経営実務に最近5年のうち3年以上従事した経験を有する者

- (ウ) 商工鉱業の指導又は経営実務に最近7年のうち5年以上従事した経験を有する者
- (エ) 公認会計士法の規定による公認会計士又は会計士補となる資格を有する者
- (オ) 税理士法の規定による税理士となる資格を有する者
- (カ) 中小企業診断士の登録を受けている者

※上記経歴等の「指導実務、経営実務」とは次によるものです。

A. 商工鉱業の指導実務

次のいずれかに該当する者(現在、その職にある者を含む。)

- ① 商工鉱業行政、税務及び労働等の部門の公務員であった者
- ② 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、法人会、青色申告会その他の商工鉱業指導団体の常勤役職員であった者
- ③ 事業協同組合、商工組合その他の商工鉱業関係組合の常勤役職員であった者
- ④ 公認会計士、税理士又はその補助者であった者
- ⑤ 下請け企業を有する企業の役職員であって下請け関係の業務を受け持っていた者
- ⑥ 高等学校と同等以上の学校で、経営及び簿記等を担当する教師であった者

B. 商工鉱業の経営実務

次のいずれかに該当する者(現在、その職にある者を含む。)

- ① 企業又は特別の法律により設立される法人(以下「企業等」という。)の経営者、常勤の役員であった者
- ② 企業等の総務、企画、技術等の部門を専門的に担当していた常勤の職員であった者

(3) その他

県内の各市町村にある商工会又は県商工会連合会のいずれにも勤務できる者

【② 経営指導員研修生】

● 次の(1)及び(2)に該当する者

(1) 年齢・経歴等

次のAまたはBのいずれかに該当する者

A 学校教育法による大学（短期大学を除く）又は大学院を卒業した者であって、昭和54年4月2日以降に生まれた者

B 学校教育法による短期大学、高等専門学校又は高等学校を卒業したものであって、次に掲げる要件のすべてに該当する者

(ア) 前号に掲げる者と同等又はそれ以上の能力を有すると認められること

(イ) 昭和54年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者

(ウ) 採用の前日において、商工会議所、商工会若しくは県連合会の職員として2年以上業務に従事している者又は商工鉦業の指導若しくは経営実務に最近3年間のうち2年以上従事した経験を有する者

(2) その他

県内の各市町村にある商工会又は県商工会連合会のいずれにも勤務できる者

4 採用予定数

● 5名

5 試験日・試験種目・試験時間

試験	試験日	試験種目	試験時間
第1次	10月20日(土)	適性試験	35分
		論文試験	90分
		学科試験	90分
第2次	11月初旬 ※第1次試験合格者に実施	人物試験	20分

6 試験会場

試験	試験地	試験場等	備考
第1次	山形市	霞城セントラル15階会議室 (山形市城南町1-1-1)	
第2次	第1次試験合格者について通知します		

7 受験申込書受付期間

平成30年9月25日(火)～10月2日(火)

(郵送の場合は10月2日までの消印があれば有効)

8 申込方法

指定の受験申込書に必要事項を記入し、写真(3×4cm)貼付のうえ、次のところへ配達記録郵便又は直接持参して下さい。

〒990-8580 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル14階
山形県商工会連合会内
山形県商工会人事管理委員会

- 申し込みの際は、受験票を郵送する際に必要となる82円切手を貼った本人宛先明記の返信用封筒(長形3号)を必ず添付して下さい。
- 郵送による申し込みの場合は、封筒の表に必ず「山形県商工会等職員採用上級(経営指導員等)試験申込」と朱書して下さい。
- 受験申込書の記載事項、写真、捺印等に脱漏があった場合及び返信用封筒の添付が無かった場合には、受験申込書を受理しないことがあります。
- 応募した受験申込書は、返却いたしません。
- 応募した試験申込書等は、個人情報保護法により目的以外に使用しません。

9 書類選考

- 受験申込書等受理後に書類選考のうえ、第1次試験の受験資格の可否について、10月10日頃に郵送にてお知らせします。

なお、第1次試験の受験資格を認めた者に対しては、受験票を同封します。

10 結果の通知及び発表

- 第1次試験合格者の通知 10月30日頃 予定

● 第2次試験合格者の通知

12月 初旬頃 予定

(各試験合格者には書面で通知するほか、本会ホームページ上に掲示します。)

11 第2次試験合格から採用まで

- 第2次試験合格者は、人事管理委員会の「採用候補者名簿」に登載されます。
- 「名簿」に登載されている中から、商工会等に配置されます。「名簿」に登載されても、欠員数等の関係から採用されないことがあります。

12 勤務地 県内の各市町村にある商工会又は県商工会連合会（山形市）

・村山地区

上山市、寒河江市、村山市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町

・最上地区

真室川町、金山町、鮭川村、戸沢村、最上町、舟形町、大蔵村

・置賜地区

南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町

・庄内地区

庄内町、鶴岡市のうち旧藤島町・旧羽黒町・旧櫛引町・旧朝日村・鶴岡市大山・旧温海町、三川町、遊佐町
酒田市のうち旧平田町（旧八幡町・旧松山町）

13 給 与

- 各商工会又は県商工会連合会の給与に関する規定に基づいて支給されます。

14 その他

- この試験についての照会は、以下にお問合せ下さい。

山形県商工会人事管理委員会

事務局：山形県商工会連合会総務課

山形市城南町一丁目1番1号

TEL 050-3540-7211

- 試験に係る照会及び受験申込書の持参は、土曜日、日曜日、祝祭日を除く、午前9時～午後5時までとします。
- 試験要綱、受験申込書等は、山形県商工会連合会ホームページ (<http://www.shokokai-yamagata.or.jp/>) から入手することができます。

平成 30 年度山形県商工会等職員採用上級試験申込書【経営指導員等】

平成 年 月 日現在

受験職種 (○で囲む)		経営指導員 ・ 経営指導員研修生 (複数選択可)		
※ 受験番号		A —		写 真
ふりがな		⑩	性 別	
氏 名			男 ・ 女	
生 年 月 日	(昭和 ・ 平成) 年 月 日生 (歳)			脱帽正面向 (3×4)
現 住 所	〒 —			(携帯) 電話
連 絡 先 (現住所と異なる場合)	〒 —			(日中連絡のつく電話番号を記入して下さい)
(該当箇所に○) 出身地 ・ 帰省地				市・町・村
趣 味				
特 技				
主な部活動				
年号	年	月	学 歴 (高校以上の卒業年月を記入)	
年号	年	月	職 歴 (勤務先、所属課まで詳しく)	
賞罰 無・有 (何れかに○)				
[採用情報入手先に○] 商工会・市町村広報・ハローワーク・学校・インターネット・その他()				
取得資格及び免許			取得年月日	発 行 者
扶養家族 (配偶者除く) 人		配偶者 有 ・ 無		※受付日

